

北海道告示第 10190 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 7 年 6 月 9 日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 7 年 2 月 7 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーアークス末広東

旭川市末広東 1 条 8 丁目 1-2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社道北アークス 代表取締役 六車 亮

旭川市流通団地 1 条 1 丁目 33 番地の 1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名称：ベストプライス末広東店

所在地：旭川市末広町東 1 条 8 丁目 457 番 133 ほか

(変更後) 名称：スーパーアークス末広東

所在地：旭川市末広東 1 条 8 丁目 1-2

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社道北アークス	代表取締役 六車 亮	旭川市流通団地 1 条 1 丁目 33 番地の 1
株式会社青五	代表取締役 一色 敬義	広島県福山市王子町 2 丁目 14 番 38 号

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
株式会社道北アークス	代表取締役 六車 亮	旭川市流通団地 1 条 1 丁目 33 番地の 1	
株式会社青五	代表取締役 宮前 俊充	広島県福山市王子町 2 丁目 14 番 38 号	(ア)

(4) 変更の年月日

令和 4 年 11 月 25 日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 大規模小売店舗の名称及び所在地変更のため

上記(3)イ 代表者変更のため

2 届出年月日

令和6年12月24日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和7年2月7日（金）から令和7年6月9日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで